

令和元年度答申第6号

令和元年10月25日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用等について（答申）

令和元年10月18日付け松福国第921号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用等について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用及び外部提供について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施に当たっては、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう求める。

### 3 市の機関からの諮問内容

#### (1) 背景・目的

国民健康保険制度では第三者による不法行為（交通事故や暴力行為など）によるケガの治療を受けた場合、加害者が負担することが原則です。しかし、賠償責任が決定するまで長時間を要し、その間に医療費を全額負担しなければならないため、被保険者は保険者（松戸市）へ届け出ることによって被保険者証を利用して通常受診と同様、窓口での一部負担金の支払いのみで治療を受けることができます。その後、松戸市は、国民健康保険法第64条に基づいて保険者（松戸市）が負担した医療費について第三者へ損害賠償請求します。

世帯主が傷病届を提出することで松戸市が負担した医療費を保険会社等へ請求が可能となりますが、届出がない場合は、第三者行為の確認がとれず、松戸市が医療費を負担したままになってしまいます。

こうした状況は国でも問題視しており、保険者努力支援制度を制定し、その中で消防や病院等の関係機関より第三者行為による傷病発見の情報提供を受ける体制を構築することで、補助金の支給を受けることができます。

本市としても国保財政の安定的な運営を図るため、関係機関と連携をとっていき、該当者の傷病届未提出を防止し、医療費の適正化を推進していきたいと考えております。

#### (2) 個人情報を利用する理由

消防や病院等が把握している第三者行為と思われる患者の個人情報から傷病届の届出の有無を確認し、届出がない場合は提出を促すため。

#### (3) 目的外利用等を予定している関連機関

消防、地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等

#### (4) 提供を受ける予定の個人情報

氏名、生年月日、性別、住所、負傷日時、負傷場所、収容医療機関、傷病名、負傷程度、傷病原因

#### (5) 個人情報の利用課

国民健康保険課

#### (6) 個人情報を利用する期間（予定）

令和元年11月1日から

#### (7) 業務を所掌する課（諮問課）

国民健康保険課

以上